

静岡県工業技術研究所 浜松工業技術支援センター 機器使用料金

令和6年4月1日現在

種類	細目	単位	金額
ア 試験 機器	イオンミリング装置	1時間につき	1,240円
	X線残留応力測定装置	1時間につき	2,600円
	エネルギー分散型X線分析装置	1時間につき	8,700円
	FFTアナライザ	1時間につき	280円
	LCRメータ	1時間につき	110円
	塩水噴霧装置	1時間につき	550円
	オクターブバンド分析器	1時間につき	2,490円
	カーボンコーター	1時間につき	2,130円
	ガウスメータ	1時間につき	250円
	画像測定機	1時間につき	3,100円
	雷インパルス耐電圧試験機	1時間につき	1,690円
	機械構造解析装置 (CAEシステム)	1時間につき	5,150円
	キャピラリーレオメータ	1時間につき	4,740円
	共焦点レーザー顕微鏡	1時間につき	1,050円
	強力X線回析装置	1時間につき	5,210円
	金属組織試験システム (回転研磨機)	1時間につき	280円
	金属組織試験システム (金属顕微鏡)	1時間につき	1,160円
	金属組織試験システム (自動研磨機)	1時間につき	630円
	金属組織試験システム (試料埋込機)	1試料につき	380円
	金属組織試験システム (真空含浸装置)	1時間につき	370円
	金属組織試験システム (振動研磨機)	1時間につき	550円
	金属組織試験システム (精密切断機)	1時間につき	550円
	金属組織試験システム (切断機)	1時間につき	690円
	蛍光X線膜厚測定分析装置	1時間につき	3,160円
	蛍光X線分析装置	1時間につき	6,480円
	形状最適化ソフトウェア	1時間につき	3,660円
	計測用X線CT (解析)	1時間につき	3,190円
	計測用X線CT (本体)	1時間につき	5,480円
	検擦器	1時間につき	480円
	恒温恒湿器	1時間につき	230円
	恒温恒湿室	1時間につき	500円
	高速度カメラシステム	1時間につき	4,460円

硬度試験機	1時間につき	170円
小型乾燥機	1時間につき	200円
小型高速振動試験機	1時間につき	2,950円
材料モデルパラメータ算定システム	1時間につき	5,840円
三次元測定機	1時間につき	12,080円
色差計	1時間につき	760円
自記分光光度計	1時間につき	2,180円
実体顕微鏡	1時間につき	320円
車載機器用伝導 EMC 試験システム	1時間につき	3,650円
周波数可変交流電源	1時間につき	530円
昇華堅ろう度試験機	1時間につき	670円
衝撃試験機（包材用を除く。）	1時間につき	250円
照度計	1時間につき	60円
試料観察用顕微鏡システム	1時間につき	800円
試料断面作製装置	1時間につき	2,910円
試料調整装置（万能材料試験システム）	1時間につき	870円
振動試験機	1時間につき	2,600円
ストレージオシロスコープ	1時間につき	440円
静電気シミュレータ	1時間につき	150円
静電気耐性試験システム	1時間につき	1,940円
精密万能試験機	1時間につき	2,420円
精密万能試験機（万能材料試験システム）	1時間につき	2,200円
精密万能材料試験機	1時間につき	2,480円
絶縁抵抗計	1時間につき	30円
接触角測定器	1時間につき	1,240円
染色試験機	最初の1時間	700円
	1時間増すごとに	650円
騒音計	1時間につき	140円
耐温度ストレス性評価試験装置（急速温度変化）	1時間につき	450円
耐温度ストレス性評価試験装置（冷熱衝撃）	1時間につき	470円
耐電圧試験装置	1時間につき	220円
炭素硫黄分析装置	1時間につき	11,890円
低温型恒温恒湿試験装置	1時間につき	460円

低周波磁界耐性試験システム	1時間につき	1,850円
定電圧電源	1時間につき	260円
データロガー	1時間につき	860円
テープ圧着ロール機（万能材料試験システム）	1時間につき	590円
TEMセル試験システム	1時間につき	1,570円
デュアル膜厚計	1時間につき	510円
電位差計	1時間につき	240円
電界強度測定器	1時間につき	150円
電解研磨装置	1時間につき	700円
電界放射型走査電子顕微鏡	1時間につき	6,470円
電気炉	1時間につき	1,280円
電子天びん	1時間につき	90円
電磁波測定装置	1時間につき	3,420円
伝導過渡妨害波測定システム	1時間につき	2,320円
伝導過渡妨害波耐性試験システム	1時間につき	5,200円
伝導性妨害波耐性(EMS)BCI試験システム	1時間につき	6,140円
伝導妨害波測定システム	1時間につき	3,700円
電力計	1時間につき	150円
動ひずみ計	1時間につき	660円
トランスファ成形機	1時間につき	7,540円
ナノ秒レーザー	1時間につき	1,870円
2 μ mレーザー	1時間につき	3,690円
ねじり試験機	1時間につき	1,220円
熱画像装置	1時間につき	4,020円
熱構造解析システム	1時間につき	4,500円
熱衝撃試験機	1時間につき	1,930円
熱伝導率計	1時間につき	870円
ネットワークアナライザ	1時間につき	630円
熱分析装置	1時間につき	3,580円
熱溶解樹脂積層3次元造形システム（3D造形支援システム）	1時間につき	4,490円
熱溶解樹脂積層3次元造形システム（3Dプリンタ本体）	1時間につき	2,600円
ノイズシミュレータ	1時間につき	190円
ハイブリッドレーザー顕微鏡	1時間につき	4,530円

白色光源	1時間につき	90円
パルス光源	1時間につき	300円
パルスジェネレータ	1時間につき	160円
半導体レーザーシステム	1時間につき	880円
光スペクトルアナライザ	1時間につき	480円
光パワーメータ	1時間につき	150円
ピコアンペアメータ	1時間につき	320円
ピコ秒レーザー加工システム	1時間につき	1,190円
非接触三次元ひずみ・変形測定機	1時間につき	4,600円
非接触変位計	1時間につき	1,580円
ビデオマイクロスコープ	1時間につき	350円
表面粗さ測定機	1時間につき	5,920円
ファイバーレーザー加工システム	1時間につき	2,140円
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	2,950円
複合サイクル腐食試験機（塩水噴霧試験用を除く。）	1時間につき	300円
複合材料観察評価システム（衝撃試験機）	1時間につき	1,270円
複合材料観察評価システム（真空乾燥機）	1時間につき	320円
複合材料観察評価システム（卓上顕微鏡）	1時間につき	2,870円
フラットベッドプレス	1時間につき	660円
ベクトルネットワークアナライザ（2ポート）	1時間につき	1,740円
ベクトルネットワークアナライザ（4ポート）	1時間につき	2,290円
放射イミュニティ試験システム	1時間につき	3,630円
放射電磁妨害波(EMI)測定システム	1時間につき	9,450円
放射電磁妨害波耐性(EMS)試験システム	1時間につき	12,530円
摩擦試験機（学振式を除く。）	1時間につき	580円
摩擦試験機（学振式）	1時間につき	1,460円
ミリオーム計	1時間につき	130円
民生機器 RF 伝導イミュニティ試験装置	1時間につき	6,210円
民生機器 EFT/B イミュニティ試験装置	1時間につき	1,390円
民生機器雷サージイミュニティ試験装置	1時間につき	3,650円
民生機器高調波電流測定装置	1時間につき	2,480円
民生機器静電気イミュニティ試験装置	1時間につき	1,690円
民生機器電源変動イミュニティ試験装置	1時間につき	1,840円
民生機器伝導エミッション測定装置	1時間につき	4,550円

	民生機器放射イミュニティ試験装置（高周波）	1時間につき	6,420円
	民生機器放射エミッション測定装置	1時間につき	6,780円
	無線周波数近接照射試験システム	1時間につき	3,650円
	油圧式万能材料試験機	1時間につき	920円
	流体解析システム	1時間につき	7,000円
	粒度分布測定装置（乾式測定）	1時間につき	4,980円
	粒度分布測定装置（湿式測定）	1時間につき	4,110円
	輪郭測定機	1時間につき	550円
	冷凍式恒温槽（万能材料試験システム）	1時間につき	1,830円
	レーザ測長器	1時間につき	3,480円
	レーザービームプロファイラ	1時間につき	410円
	レーザーマーキング装置(CO2)	1時間につき	1,390円
	レーザーマーキング装置(YAG)	1時間につき	2,530円
	ロングライフフェードメータ	1時間につき	360円
イ 試作 加工機	金属3Dプリンタ	1時間につき	9,970円
	ブラスト装置	1時間につき	960円
	ミリング加工機	1時間につき	3,000円
	ワイヤーカット放電加工機	1時間につき	1,640円
ウ 織機 及び準 備機器	整経機	1時間につき	1,350円
	ねん糸機	1時間につき	1,080円
	広幅織機	1時間につき	640円
	紡糸機	1時間につき	5,770円
エ その 他の機 械器具 及び装 置	その他の機械器具及び装置	1時間につき	20円以上 35,660円 以内

備考 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。